

年度変更の申 請書類の提出に ついて

令和5年度の実績報告について

別紙通知案のとおり、以下の書類を提出願います。

- 実績報告書（全事業所）
- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（該当事業所）

以下のサービスについては、前年度実績の考え方、サービス費の報酬区分等が**変更**になりますので、必ず申請をしてください。

- 訪問系サービス…「特定事業所加算」
- 生活介護…「基本報酬」「人員配置算出に必要な前年度実績」
- 就労支援A型…「スコア表」
- 就労支援B型…「過年度分の平均工賃算出方法」
- 就労定着支援…「基本報酬」
- 共同生活援助…「基本報酬」
- 児童発達支援、放デイ…「基本報酬」

※別添PDF「前年度等実績に基づき決定される報酬区分および加算」を参照

令和6年度以降の申請書等様式の変更について（一覧）

- 申請時の手引き（R6.4月以降、順次改定）

【1】申請書類について

- 指定申請書類添付一覧表★
- 指定変更申請書様式（規則改正に伴う様式番号の変更、R6.4月以降、順次改定）
- 付表、参考様式★
- 従業者の勤務体制及び形態一覧表★
- 実務経験証明書の参考様式（居宅系サービスの様式、氏名に旧姓を追加）
- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（全サービス）★

【2】運営規程参考例

- 全サービス（文言の修正）

【3】業務管理体制整備の届出について（変更はありません）

【4】変更届、廃止届、休止届等について

- 変更届様式（規則改正に伴う様式番号の変更、R6.4月以降、順次改定）

【5】利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）届出について（変更はありません）

【6】障害福祉サービス事業所等実績報告

- 実績報告書様式★

【7】指定更新に係る書類一式

- 順次改定予定

※★マークがついているものは国から様式が示される予定（3月最終週）

令和6年度以降の申請書等様式の変更について

- 令和6年1月25日の設置基準等の改正に伴い、「運営基準」の新設・見直しはありましたが「運営規則」に新たに追加するべき事項はありません。
→運営基準をもとに、運営規則を変更する事業所は、通常どおり変更届を提出いただく必要があります。
- 施行規則の改正等により、場合により新規指定および更新時に必要な書類が増えます（「03-2【規則改正ポイント】参照」）
→様式については、申請書類を掲載している県HPに併せて掲載予定です。
- 報酬改定により、要件が変更している加算について、人員配置等が現状の配置で引き続き算定できる場合、変更届の提出は不要です。
→**加算の要件を満たさなくなった場合は、加算終了の変更届が必要**